



税務Q&A | 税務調査手続き規定の制定(国税通則法改正) パート2

九州北部税理士会 福岡支部 調査研究委員会 末吉 幹久 (九州北部税理士会 福岡支部 ホームページ <http://www.kyuhokuzei-fukuoka.jp/>)

Q 税務調査のやり方が変わったと聞いたのですが、どのようになったのでしょうか？

前回の「税務Q&A」では、新しくなった税務調査手続きのうち「**調査の初動部分**」について解説しましたので、今回は、「**調査の中盤**」、「**調査の終盤**」についての解説をしたいと思います。

1. 調査の中盤

(1)帳簿その他の物件の提示提出

実地の調査を行う際には、総勘定元帳などの帳簿書類や、請求書綴などの物件について、臨場した税務署員等が手に取って検査することになりますが、これまではこの部分の手續規定が置かれていなかったため、今回の法改正で明確化されています。なお、これらの物件の提示提出については納税者の理解と協力が前提とされていますが、正当な理由なく提示提出を拒否すると罰則規定の適用の可能性があります。

(2)帳簿を預かる場合の規定

税務署員等が、上記(1)の帳簿その他の物件を税務署に持ち帰り調査をする際の規定が整備され、また、預り証の発行が義務付けられました。この手続きは納税者の同意が前提となりますが、上記(1)と異なり、拒否した場合の罰則規定は置かれていません。なお、預り証の発行の際には、納税者の署名押印が求められることとなります。

2. 調査の終盤

(1)是認の場合

実地の調査の結果、何も誤りが無いような場合には、これまでも「調査結果についてのお知らせ」がなされる場合もありましたが、是認の場合は全て「更正決定等をすべきと認められない旨の通知」が行われることになりました。

(2)調査により税額が増加する場合

調査の結果、確定申告額が過少であったことが明らかになった場合には、次のような手順となります。

①調査結果の内容説明

調査を担当した税務職員が、非違事項の内容、金額、理由を、メモを示すなどして、十分な説明を行うことになっています。なお、この説明は、今回の調査における質問や検査が一旦終了するという意味合いにもなります。

なお、この内容説明については、税理士のみに対して行わせることも可能ですが、税務職員が「調査の終了の際の手續に関する同意書」という書類に署名押印をお願いする場合があります。

②修正申告の勧奨

税務職員は、(2)①の手續終了後、納税者に対し修正申告を行うことを勧奨できることが法律上明確になりました。修正申告とは納税者側からの任意の税額確定方法で、これを行ってしまうと不服申し立てができなくなるものですので、修正申告に行くかどうかは慎重に

判断すべき場合があるかもしれません。

③教示文の交付

(2)②の修正申告の勧奨がなされる際に、税務職員は「不服申し立てができないことなど」を説明し、その説明を行った旨を記載した書面を納税者に交付することになりました。この書面を教示文といいますが、この教示文には納税者の署名押印が要求されます。注意したいのは、この教示文に署名押印したからといって、修正申告を行うことを約するという意味ではないことです。

(3)調査の再開

上記(2)①で、非違事項の説明をもって一旦調査は終了するとしましたが、その説明の根拠となった事実が異なることが明らかにされたような場合に限り、調査が再開されることがあります。この調査の再開は下記の再調査と異なり、事前通知に始まる一連の手續きなしに再開可能となります。

(4)再調査

既に調査が終了した同一年分の調査が後日再び行われることがありますが、その要件として「新たに得られた情報に照らして非違があると認める場合」という定めが置かれています。「新たな情報」とはどのようなものを指すのか、その範囲の問題はありますが、自由に再調査することはできないことになりました。